

【第3回】遺言の書式

前回のテーマは、どういう人が遺言書を書いた方が良いのか、そして遺言書を書くメリットでした。今回は、遺言の書式についてお話しします。ドイツ在住の方で、日本にも財産がある場合は、死後の相続手続きの簡便さをしっかりと考えた上で、遺言の書式を選ぶことが大切です。なお、ここでは日本人が日本語で作成できる、日本法による書式について紹介します*。

一般的な遺言の書式には、「自筆遺言書」と「公正証書遺言」があります。「自筆遺言書」の長所は、①いつでも、どこでも、1人で書ける、②費用が掛からない、③秘密にできる。短所は、①死後、裁判所で遺言書の検認手続きが必要、②変造・破棄・紛失の恐れがある、③形式不備や内容不備で無効になる恐れがある、などです。安くて簡単なのは良いで

すが、あまりに慎重に保管して死後に見付からないようでは困りますし、自筆でなく「パソコン」で「母さんをよろしく」「10月吉日」など、曖昧な表現や日付にしたり、氏名を書かずに「愛するお父さんより」などと書いて押印がなければ、形式・内容不備で遺言自体が無効になってしまふことがあります。決められた形式に従って、慎重に作成しましょう。

次に「公正証書遺言」ですが、これはドイツに駐在している日本の領事に公証人になっていただき、領事館で2人以上の証人の立ち会いの下、作成してもらうことができます。長所は、①形式や内容の不備による無効の恐れがない、②原本が領事館に保管されるので、変造・隠匿・紛失・破棄の心配がない、②検認の必要がない。短所は、①費用が掛かる、②証人に内容を知られてしまう、な

どです。

日本に財産をお持ちの場合は、公正証書による遺言書の作成をお勧めします。なぜなら、日本で行われる銀行での手続きや、不動産を有する場合の名義書換などの相続手続きの際、ドイツ語ができない家族にとっても、日本語で書かれた公正証書遺言があった方が、相続手順の面倒がはるかに抑えられるからです。ドイツの財産に関しては、裁判所公認翻訳士に独訳してもらっておけば、相続手続きができます。なお、領事館で公正証書遺言を作成する場合は、遺言者と相続人との続柄を示す戸籍謄本や財産目録、不動産がある場合は登記簿謄本、固定資産評価証明書などの疎明資料一式を日本で揃えなければならぬので、法務の専門家である日本の弁護士や行政書士などの専門家を介した方が良いでしょう。

遺言書がない場合の2国間の相続手続き費用を考えれば、遺言書作成に掛かる費用は微々たるものです。

次回は、あるシングル女性が作成した遺言書をご紹介します。

*日独のどちらの法律に従った方法でも、遺言書を書くことが認められています。ただし、日本の民法は共同遺言を禁止しています(民法975条)。

